

# 参考資料

令和4年7月19日

埼玉県保健医療部長  
山崎達也様

## 埼玉県病院団体協議会

日本医療法人協会埼玉県支部  
日本病院会埼玉県支部  
全日本病院協会埼玉県支部  
埼玉県慢性期医療協会  
全国自治体病院協議会埼玉県支部

支部長 西村直矢  
支部長 原澤茂  
支部長 中村毅  
会長 富家隆樹  
支部長 堀之内宏次



## 埼玉県地域保健医療計画（第7次）の変更に基づく病院整備計画の公募に係る

### 選定プロセスに関する要望

埼玉県は令和4年6月9日付「病院整備計画の公募について」にて、県内6医療圏で合計1,763床の病床を公募し、令和4年8月8日～9月9日の期間で病院整備計画の公募受付を予定している。病床配分については、地域医療構想調整会議（医療法第30条の14第1項に規定する協議の場）での議論を踏まえ、医療審議会、県議会を経て令和5年2月に決定の予定となっている。

今次公募は合計1,763床と大規模で、今後の県内病院経営・運営に与える影響は非常に大きなものである一方、平成29年度より各圏域の地域医療構想調整会議で協議が開始されていることを踏まえ、埼玉県病院団体協議会は、公募の選定プロセスに関し下記を要望する。

#### 記

1. 本県において地域医療構想の達成、地域包括ケアシステムの構築が重要であることは議論の余地がなく、県内病院は病病連携、病診連携、介護事業所との連携等に取組み、長年の信頼関係に基づいた、顔の見えるネットワークを構築している。今後も連携強化が必須であることから、今次公募においては各地域の実情を熟知し、県内の医療を守るためにこれまで実績を挙げている既存病院が優先配慮されること。

2. 応募病院が増床を希望する地域における、当該病床機能を有する既存病院の病床稼働、医療従事者の充足状況及び将来の医療需要を地域医療構想調整会議の場で十分に精査のうえ、かつ議論をしっかりと行った結果を踏まえて、可否が決定されること。その際には、影響を受けると思われる近隣医療機関から意見を聴取し、必要に応じて地域医療構想調整会議へのオブザーバー参加を求ること。

3. 6医療圏での公募対象病床数が明示されているが、公募病床が配置される病院の場所によっては、医療圏間の流入・流出に大きな影響を及ぼすことになるので、隣接する医療圏の動向にも充分な検討配慮を以って決定されること。

4. 本県の基準病床数及び地域医療構想における必要病床数の算出には、人口動態や入院受療率、病床利用率、隣接都県との流入・流出、医療資源投入量、2025年及びそれ以降の医療・介護需要等の予測値を前提としている。一方で、今後の診療報酬改定や医療・介護従事者の需給状況に加え、昨今のコロナ禍・円安・ウクライナ情勢など、不測の事態の発生を考慮すると、病院経営は厳しさを増し予断を許さない状況にある。病院という社会資源の過不足ない適切な整備を目指すために、拙速に判断することなく慎重な議論の上、決定していくことを要望する。

以上